

高知県立大学における競争的研究費制度の応募資格に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この要項は、競争的研究費制度の公募要領等に定めるもののほか、高知県立大学(以下「本学」という。)における応募資格及び府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)における研究者の登録及び管理に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 競争的研究費制度とは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所掌する「学術研究助成基金助成金」及び「科学研究費補助金」並びに省庁等の公募により競争的に獲得されるその他の経費のうち、研究に係るもの(ただし、奨励研究は除く。)をいう。

(応募資格)

第3条 本学において競争的研究費制度への応募資格を有する者は別表のとおりとする。

(研究者登録)

第4条 前条により競争的研究費制度の応募資格を有する者については、e-Radに研究登録を行う。

附 則

この申し合わせは、令和7年6月5日から施行する。

別表

職位	応募資格	関係規程等
教授、准教授、講師、助教、助手	有	高知県公立大学法人高知県立大学組織規程
特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手	有	高知県公立大学法人高知県立大学特任教授等規程
客員教授、客員准教授、客員講師	無	高知県立大学客員教授等規程
非常勤講師	無	高知県立大学非常勤講師規程
臨床教授、臨床准教授、臨床講師	無	高知県立大学臨床教授等規程
名誉教授	無	高知県立大学名誉教授授与規程
研究員	有	高知県立大学研究員受入規程
研究生	無	高知県立大学研究生規程
特定プロジェクト職員	無	高知県公立大学法人高知県立大学特定プロジェクト職員規程
外国人研究員	有	高知県立大学外国人研究員受入規程